

令和5年3月22日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（14名）

1番	伊藤正彦	議員	2番	太田陽子	議員
4番	安孫子義徳	議員	5番	月光裕晶	議員
6番	後藤健一郎	議員	7番	渡邊賢一	議員
8番	古沢清志	議員	9番	佐藤耕治	議員
10番	太田芳彦	議員	11番	阿部清	議員
12番	沖津一博	議員	13番	荒木春吉	議員
14番	柏倉信一	議員	16番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	大江幸範	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	健康福祉課長	武田栄治	高齢者支援課長
志鎌重美	子育て推進課長	菊地雄一郎	病院事務長
今野育男	学校教育課長	船田孝夫	監査委員
木村幸一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第6号

第1回定例会

令和5年3月22日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第29号 寒河江市副市長の選任について
// 2 議案説明
// 3 委員会付託
// 4 質疑・討論・採決
// 5 議第30号 寒河江市監査委員の選任について
// 6 議案説明
// 7 委員会付託
// 8 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 9 議第 7号 令和5年度寒河江市一般会計予算
// 10 議第 8号 令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
// 11 議第 9号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
// 12 議第10号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算
// 13 議第11号 令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
// 14 議第12号 令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
// 15 議第13号 令和5年度寒河江市下水道事業会計予算
// 16 議第14号 令和5年度寒河江市立病院事業会計予算
// 17 議第15号 令和5年度寒河江市水道事業会計予算
// 18 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
// 19 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第20 議第16号 寒河江市課制条例の一部改正について
// 21 議第17号 寒河江市個人情報保護法施行条例の制定について
// 22 議第18号 寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
// 23 議第19号 寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
// 24 議第24号 寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について
// 25 議第25号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
// 26 議第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
// 27 議第28号 市道路線の認定について
// 28 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

日程第 29 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 30 議第 20 号 寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について
- 〃 31 議第 21 号 こども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 〃 32 議第 22 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 33 議第 23 号 寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 〃 34 議第 26 号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
- 〃 35 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 36 質疑・討論・採決

- 日程第 37 議第 31 号 令和 4 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 15 号)
- 〃 38 議第 32 号 令和 5 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 〃 39 議第 33 号 寒河江市職員定数条例の一部改正について
- 〃 40 議第 34 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 41 議案説明
- 〃 42 委員会付託
- 〃 43 質疑・討論・採決
- 〃 44 議会案第 1 号 寒河江市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 〃 45 議会案第 2 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- 〃 46 議案説明
- 〃 47 質疑・討論・採決
- 〃 48 市立病院検討特別委員会における調査・研究報告について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 10 時 10 分

○伊藤正彦議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕

○阿部 清議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、3月20日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第29号寒河江市副市長の選任について、議第30号寒河江市監査委員の選任について、議第31号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）、議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）、議第33号寒河江市職員定数条例の一部改正について、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議会案第1号寒河江市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び議会案第2号寒河江市議会委員会条例の一部改正についての8案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○伊藤正彦議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議案上程

○伊藤正彦議長 日程第1、議第29号寒河江市副

市長の選任についてを議題といたします。

議案説明

○伊藤正彦議長 日程第2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から議第29号寒河江市副市長の選任についてを御説明申し上げます。

本年3月31日をもって菅原隆平副市長が辞職されますので、新たに齋藤真朗氏を選任いたしたく、御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

委員会付託

○伊藤正彦議長 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第29号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第29号について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第29号寒河江市副市長の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第29号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第29号についてはこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- 伊藤正彦議長 日程第5、議第30号寒河江市監査委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

- 伊藤正彦議長 日程第6、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 議第30号寒河江市監査委員の選任についてを御説明申しあげます。

本年3月31日をもって船田孝夫監査委員が辞職されますので、新たに大沼 勇氏を選任いたしたく、御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしく願い申しあげる次第であります。

委 員 会 付 託

- 伊藤正彦議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第30号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 伊藤正彦議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第30号について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第30号寒河江市監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第30号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第30号についてはこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- 伊藤正彦議長 日程第9、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算から日程第17、議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の

経過並びに結果報告

○伊藤正彦議長 日程第18、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

〔佐藤耕治予算特別委員長 登壇〕

○佐藤耕治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算、議第8号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第10号令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第13号令和5年度寒河江市下水道事業会計予算、議第14号令和5年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月13日、委員12名出席、当局からは市長をはじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第15号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと

決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦議長 日程第19、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第7号令和5年度寒河江市一般会計予算、議第8号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第10号令和5年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号令和5年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第13号令和5年度寒河江市下水道事業会計予算、議第14号令和5年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第15号令和5年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第15号の9案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 伊藤正彦議長 次に、日程第20、議第16号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第27、議第28号市道路線の認定についてまでの8案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 伊藤正彦議長 日程第28、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

〔後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日、委員6名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第16号から議第19号まで、議第24号、議第25号、議第27号及び議第28号並びに陳情第1号の9案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに、議第28号の審査を行い、その後、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第24号、議第25号、議第27号、陳情第1号の順で審査をすることを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第28号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑

に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「この制度のイメージとして、年休のように合計何日までなら休めるという制度ではなく、1週間当たり通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲であれば休むことができるという理解でいいか」との問いがあり、当局より「そのとおりで、年休のように制限はございません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後に、審査に入りました。

主な意見などの内容を申し上げます。

委員より、「山形県選挙管理委員会に届け出た登録している政治団体によれば、この陳情申請者は国際勝共連合山形県本部の代表である。今回の陳情については、統一地方選を前に寒河江市議会でも団体の存在感をアピールする狙いがあると思われる。市民から何とかしてくれという陳情ならいざ知らず、こうした陳情を議案に付し、貴重な時間を費やすことはいかかなものかと考えるので、採択には反対である」との意見がありました。

委員より、「政党機関紙を読むのであれば、各家庭のほうに配布してもらおうというのがごく当たり前のことであり、庁舎内での配達、購読の勧誘はいかかなものかと考えるので、陳情内容は妥当である」との意見がありました。

委員より、「陳情を見ると職員へのパワハラに当たる可能性のある内容だった。職員が嫌がっているのであれば止めたほうがよいと考え、20人ぐらいに聞いてみたところ、9割の方が止めてほしい、できれば止めてほしい、あとの1割の方はどちらでもないという結果であった。当事者である職員の方が嫌がっているのなら止めたほうがよいと思われるので、陳情の内容は妥当であると判断する」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦議長 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

太田陽子議員。

○太田陽子議員 陳情第1号についてですが、この陳情を出している勝共連合というのは、昨年7月に安倍元総理が殺害された要因と言われていた反社会的カルト教団統一教会の政治団体が勝共連合と言われています。

この陳情の内容についても、憲法で保障されている権利の侵害、また民主主義の根幹に関わる内容であると思います。

今、岸田首相も統一教会との関係を断つと明言されています。その中で、今この地方議会に統一教会を隠して無所属とか自民党を名のり議員として入っているという報告もなされています。

今、本当に民主主義が問われていることの一環であると思います。このような陳情について、山形県でも、大分の市町村に陳情が出されているということですが、ほかの市では常任委員会で否決されているということが報告されています。

議員は特別公務員であり、庁舎内の出入りは自由であります。また庁舎内での集金などは、職員の利便性を図るものと考えております。無理やりという、今パワハラという問題もありますが、ほかの政党の新聞なども配達されていることもあります。なぜ今この問題が、この陳情が採決されたのか。審議の内容を聞きましたが、本当に本質的な審議がなされたのか、とても疑問だと思います。委員長の考えをお伺いしたいです。

○伊藤正彦議長 後藤委員長。

○後藤健一郎総務産業常任委員長 今の質疑に対して、私お答えする立場にはございません。委員長報告に関しましては、このような質疑が委員会内で行われたということを御報告するのが委員長報告であり、その質疑は、例えば委員会ですらこういう質問はなされませんでしたかなどということに対して答えるものだと理解していますが、いかがでしょうか。（「そのとおりだ」の声あり）

○伊藤正彦議長 渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 若干、委員長の今の答弁についても疑問があります。

まず、協議会のほうで賛成3、反対3で3対3になって、委員長の賛成によってこの陳情が委員会に上がってきたものであって、委員長がそういう賛成の立場だったということを確認したいと思います。

あともう一つ、今の報告の中で、私が発言した内容が一切削除されているので、どのようなお考えで削除されたのかちょっとお伺いしたいと思います。

国際勝共連合山形県本部というのは、山形市鳥居ヶ丘に本部があって、今回の陳情を出された張本人がここの代表をされているということをもまず申しあげたつもりでした。

国際勝共連合とは、ウィキペディアによれば、教義の一つとして、「共産主義をこの地球上から完全に一掃する」「朝鮮半島が突破口に第三次世界大戦が必ずおこらなければならない」「日本は生活水準を3分の1に減らし、税金を4倍、5倍にしてでも、軍事力を増強してゆかねばならない」というふうなことを記載して、日本国民に犠牲になることを要求しているということが明記されているわけでありまして、これがそもそものこの政治団体の本質であるというふうなことを申しあげました。

以下、先ほど太田議員の質問の中にもあったとおりですけれども、今、岸田総理が統一教会

と決別をするというふうなことを言っているにもかかわらず、委員の中でも自民党の所属の方々もいらっしゃるわけですけれども、この陳情に賛成をしたということはいかがなものかということ強く申しあげたつもりだったわけです。

そういったことも含めて、委員長のお考えをお伺いしたいと思います。（「委員長報告、何そだい委員長さ言うの。陳情だぞ、陳情」「報告したがるだ。議案になったからでしょう」の声あり）

○伊藤正彦議長 静粛に願います。

後藤委員長。

○後藤健一郎総務産業常任委員長 発言内容を全て削除されているということでありましたが、委員からの発言において、先ほど申しあげたとおり、山形県選挙管理委員会に届け出た登録指定政治団体によれば、この陳情申請者は国際勝共連合山形県本部の代表であるというふうに、今も委員長報告で報告させていただいたとおりでありまして、委員からの発言の内容としてはこういう団体であると、なので、この団体が寒河江市議会にも団体の存在感をアピールするための狙いではないかというのが、私は委員からの発言の内容の趣旨だと思いましたので、そのようにまとめて報告させていただいた次第です。

○伊藤正彦議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 後段の質問については、それは分かれていたんですけれども、前段に申しあげた、協議会で3対3の同数であって、委員長裁決で賛成に回ってこれが議案になったというふうな経過からして、委員長はその立場にないというふうに太田陽子議員の質問に答えたことは私は理解できないし、そんな答弁で駄目だというふうに思います。

あと、やじも飛んできましたけれども、これが議案として審議されてここで報告されたから質問しているのであって、それを何だかんだ言

われる覚えはありませんので、議長、ちゃんとそれについては制止してください。以上です。

○伊藤正彦議長 後藤委員長。

○後藤健一郎総務産業常任委員長 現在、委員長報告をしたとおりであり、委員会においては、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきというのが委員会の報告でございます。

○伊藤正彦議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第16号寒河江市課制条例の一部改正について、議第17号寒河江市個人情報保護法施行条例の制定について、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第19号寒河江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議第24号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について、議第25号寒河江市道路占用料条例の一部改正について、議第27号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について及び議第28号市道路線の認定についての8案件を一括して採決いたします。

ただいまの8案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第24号、議第25号、議第27号及び議第28号の8案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○伊藤正彦議長 次に、日程第30、議第20号寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定についてから日程第34、議第26号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてまでの5案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○伊藤正彦議長 日程第35、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。太田厚生文教常任委員長。

[太田陽子厚生文教常任委員長 登壇]

○太田陽子厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第20号から議第23号まで及び議第26号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第20号寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「第2条の用語の意義の説明において、合理的な配慮とあるが、これは具体的にはどのようなことをいうのか」との問いがあり、当局より「合理的な配慮とは、社会的障壁を取り除くための配慮であり、具体的には、段差がある箇所へのスロープの設置、障がい者用の駐車場整備、目が見えない方のためのメニューの読み上げなどが想定されます」との答弁がありました。

委員より「この条例を市民に理解してもら

ためにどのように周知をしていくのか」との問いがあり、当局より「市報、ホームページへの掲載、SNSでの情報発信のほか、保育所や学校においても周知を図っていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号子ども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「出産育児一時金を48万8,000円に増額する改正とのことだが、全国的には50万円への増額である。この差額はどのような理由によるものなのか」との問いがあり、当局より「出産育児一時金は48万8,000円に増額いたしますが、このほかに産科医療補償制度の掛金1万2,000円が支給されます。これらを合計すると、全国一律の金額と同額の50万円となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決

しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦議長 日程第36、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第20号寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について、議第21号子ども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第22号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について、議第23号寒河江市犯罪被害者等支援条例の制定について及び議第26号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号及び議第26号の5案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○伊藤正彦議長 次に、日程第37、議第31号令和

4年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）から日程第40、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてまでの4案件を一括議題といたします。

議案説明

○伊藤正彦議長 日程第41、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第31号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）及び議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）につきまして、関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、令和5年度に実施予定としておりました屋内型児童遊戯施設及び屋外宿泊体験施設整備事業の一部が、国における令和4年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用することで採択されたことから、令和5年度予算を減額し、令和4年度補正予算として事業費を追加するのが主なものでございます。

その結果、議第31号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）は、歳入歳出予算それぞれ9億4,056万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ278億8,758万3,000円とするものでございます。

これに対する歳入については、国庫支出金4億7,027万8,000円、繰入金8万2,000円、市債4億7,020万円を追加し対応することとしたところであります。

また、議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算それぞれ9億4,608万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ206億7,392万円とするものでございます。

これに対する歳入については、国庫支出金4

億7,027万8,000円、繰越金560万2,000円、市債4億7,020万円を減額し、対応することといたしました。

次に、議第33号寒河江市職員定数条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

監査委員事務局の職員定数を増員するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

ふるさと納税に係る事件を受け、市政への信用失墜及び市長としての管理監督責任を鑑み、所要の改正をしようとするものでございます。

以上4案件を御提案申しあげましたが、詳細につきましては関係課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。以上でございます。

○伊藤正彦議長 小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

○小泉 尚財政課長 私からは、議第31号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）及び議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）につきまして、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

先ほど市長から御説明がありましたとおり、令和5年度の当初予算に計上しておりますチェリーランド再整備事業の一部について、このたび、国の令和4年度地方創生関連交付金の補正予算に係る事業として採択されました。

屋内児童遊戯施設整備については次世代子育てステーション整備事業として、また屋外宿泊体験施設についてはアウトドア活動拠点整備事業として、それぞれ採択の内示がありましたことから、令和5年度予算を減額し、令和4年度補正予算として事業費を追加するものであります。

初めに、議第31号令和4年度寒河江市一般会

計補正予算（第15号）について御説明いたします。

先に歳出のほうから御説明させていただきますので、事項別明細書の7ページを御覧ください。

2款1項11目につきましては、チェリーランド再整備事業について追加を行うもので、12節委託料は工事監理の委託料、14節工事請負費は屋内型児童遊戯施設及びキャンプ場等の屋外宿泊体験施設の整備に係る工事費でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、6ページを御覧ください。

14款国庫支出金の地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金はチェリーランド再整備事業に充てるもので、事業費の2分の1が国から交付されます。市では、全額、地方創生拠点整備交付金として申請しましたが、屋外宿泊体験施設に係る附帯工事については、地方創生推進交付金として国より採択を受けたことから、それぞれ分けての追加となりました。18款繰入金は、チェリーランド再整備事業の財源として財政調整基金から繰入れするもので、これにより、財政調整基金の残高は16億231万5,000円になります。21款市債につきましても、チェリーランド再整備に係るものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、第2表繰越明許費について御説明申し上げます。4ページを御覧ください。

2款総務費に2件の追加となります。光ケーブル管理事業につきましては、今年2月下旬に大江町百目木地区におきまして発生した主要地方道天童大江線の道路崩壊について、県が行う復旧工事に伴い、本市が埋設している光ケーブルの仮移設を求められ工事が必要になったものでありますが、年度内での完了が難しく、繰越しを行うものでございます。

また、チェリーランド再整備事業につきましては、先ほど御説明申し上げたとおり、令和4

年度の国補正予算を活用し、今回の歳出予算に追加した事業であることから年度内完了が困難になったためでございます。

第2表は以上でございます。

5ページを御覧ください。

第3表地方債補正について御説明申し上げます。

地方債につきましては、先ほど歳入の21款市債で御説明申し上げたとおり、起債する額を確保するために増額の変更をするものでございます。

次に、議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

こちらも歳出のほうから御説明させていただきますので、事項別明細書の6ページを御覧ください。

2款1項1目、特別職給与費につきましては、ふるさと納税に係る事件を受け、市への信用失墜及び市長としての管理監督責任を鑑み、市長の給料支給額を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、50%減額するものでございます。

2款1項11目、チェリーランド再整備事業につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、屋内型児童遊戯施設及び屋外宿泊体験施設整備の一部が令和4年度補正予算として採択されたことから、令和5年度予算を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、事項別明細書の5ページを御覧ください。

14款国庫支出金につきましては、チェリーランド再整備事業に係るものを全額令和4年度に前倒しいたしますので、4億7,027万8,000円を減額するものです。19款繰越金については、財源調整のため560万2,000円を減額するものです。21款市債については、チェリーランド再整備事業に係るものを全額令和4年度に前倒しいたしますので、4億7,020万円を減額するものでござ

ございます。

4 ページを御覧ください。

第2表地方債補正について御説明いたします。

地方債につきましては、先ほど歳入の21款市債で御説明申しあげたとおり、チェリーランド再整備事業に係るものを全額令和4年度に前倒しいたしますので、減額変更するものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊藤正彦議長 鈴木総務課長。

〔鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 私からは、議第33号寒河江市職員定数条例の一部改正について御説明申しあげます。

このたびのふるさと納税事業に係る事件を受け、各課等で所管する事務事業に対する内部監査を実施するに当たり、監査委員を補助する事務局職員の事務執行体制の充実を図るため、現在、監査委員の事務部局の職員2人と定めているところを1人増員するものであります。

なお、職員定数合計を変えず、市長事務部局の職員265人から1人減員して対応するものであります。

次に、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

ふるさと納税事務において、市政への信用を大きく損ねるようなことになったことに対して、また、当時の任命権者である市長の管理監督責任を考慮し、市長の給料支給について、令和5年4月から1年間、給料月額に100分の50を乗じた額を減額するもので、条例附則に改正内容を盛り込み、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしく御審議いただき御可決くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

○伊藤正彦議長 日程第42、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第31号、議第32号、議第33号及び議第34号の4案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦議長 日程第43、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第31号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第32号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第33号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第34号について質疑はありませんか。渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今回のふるさと納税の事件を受けた市長のトップとしての管理監督責任をこのような形で提案されたということは、私も半分は理解できる場所がございます。

市長はこれまで、課税ミスに対する責任とか高額療養費未請求事案に関する管理監督責任とか、様々な責任を取られ、そして、これまでも3割カットで来られたと理解しております。これをさらに2割プラスして5割カット、550万

何がしになると、私ども議員の報酬年額580万か590万ぐらいなんですけれども、それ以下になってしまうというふうなことなども、大きい提案だなというふうに最初に見たときに思いました。

今後、こういったことは決してあってはならないわけですけれども、市民に対して責任をお取りになるということは理解できるんですけれども、市役所内の管理職はじめ職員の皆さんに対して、やっぱりそれはそれで姿勢を示すことは大事ですけれども、もう一つは、やっぱり管理職をはじめ、モチベーションの低下とかあるいは共有すべき責任とか、様々な思いがあると思います。そういったものも市長として受け止めていただかなければならないと思いますけれども、率直に市長として部下の皆さんの思いなどもどのように受け止めておられるのか、施政方針の中で生まれ変わるつもりでチーム一丸となって頑張っていくというふうな決意を新たにされたわけです。また、私の一般質問の中でも丁寧な御答弁もいただいたわけですけれども、そうした点も含めて、市長、どのようにお考えなのかお伺いします。

○伊藤正彦議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 改めて今回の事件を振り返ってみますと、2月7日に元市職員がふるさと納税事務に係る加重収賄容疑で逮捕されて、2月27日に起訴、そして収賄容疑で再逮捕であります。そして、おととい、3月20日に追起訴されるという状況になっているわけであります。改めて、市民の皆さん、そしてふるさと納税に御協力いただいている寄附者の皆さんに、御迷惑をおかけし大変な信用失墜の事件であったということでおわびをするわけであります。心から申し訳なく思っているところであります。

また、今回、新年度予算などについても、そうした今回の事件の影響を受けて予算編成せざるを得ないという中で、職員の皆さんにはそう

いった状況を理解していただき短期間の中で予算編成をまとめていただきました。財政課の職員だけでなく市職員全てに、この事件を受けて新年度予算の編成に努力をしてもらったわけでありまして。おかげをもちまして予算を成立することができました。大変厳しい内容でありますけれども、そして、ただいま、新年度予算も含めて、議会各位の御理解、御協力をいただいて可決をいただいたというふうになっているわけでありまして。大変ありがたく私は思っているところであります。

そうした節目のときに、やはり、先ほど来ありますけれども、トップとしての責任を示す必要があるということで、今日、追加提案をさせていただいた次第であります。いつの時点か、はじめをつけていかなければなりませんので、早い段階で市の、私の姿勢を示して、そして、新たな気持ちで私自身も、そして職員も、新年度を迎えてさらに前に進んでいくということが必要なのではないかとということで、このタイミングを考えさせていただいた次第であります。

50%がどうかということもあるわけではありますけれども、私の責任の重さというものを考えた上での減額、幅、期間だというふうに思っておりますので、議員各位には御理解を賜りたいというふうに思いますので、よろしく願いを申しあげます。

○伊藤正彦議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第31号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第15号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第31号は可決されました。

次に、議第32号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議第33号寒河江市職員定数条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 伊藤正彦議長 日程第44、議会案第1号寒河江市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び日程第45、議会案第2号寒河江市議会委員会条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 伊藤正彦議長 日程第46、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号及び議会案第2号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 伊藤正彦議長 日程第47、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議会案第1号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会案第2号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議会案第1号寒河江市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び議会案第2号寒河江市議会委員会条例の一部改正についての2案件を一括して採決いたします。

2案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号及び議会案第2号の2案件は原案のとおり可決されました。

市立病院検討特別委員会における調査・研究報告について

- 伊藤正彦議長 日程第48、市立病院検討特別委員会における調査・研究報告についてであります。

市立病院検討特別委員会委員長より報告を求めます。

柏倉市立病院検討特別委員会委員長。

〔柏倉信一市立病院検討特別委員会委員長 登壇〕

- 柏倉信一市立病院検討特別委員会委員長 私から御報告をさせていただきますが、調査・研究等の資料に関しては、添付資料を準備させていただいておりますので、御了解方をいただきまして、私からは提言書のみを朗読させていただきますので、御了承をお願いいたします。

寒河江市立病院の今後の医療提供体制についての提言書（案）。

本委員会は、令和4年6月議会において「寒河江市立病院の今後の医療提供体制のありかたを協議すること」を目的に立ち上げ、本市を取り巻く環境や今後の医療ニーズに適した医療提供体制のあるべき姿を模索し、また、寒河江・西村山のリーダーとして、マクロ的視点も踏まえ、これまで様々な角度から協議を重ねてきた。具体的には、現在進行中の先進地である「県立新庄病院」・「米沢市立病院」の視察研修を行った。また、西村山地域医療提供体制検討会での協議を受け、今後予想される人口構成と患者数の将来推計、本市立病院を始め3つの公立病院の患者数、医療従事者数、病床数、4つの公立病院の経営状況などを考慮するとともに、全国的に進められている三次・二次・一次医療機関の機能分担、医療資源の集中的投資など、限りある医療資源の有効活用を踏まえ、まずは寒河江市立病院と県立河北病院の統合を進めるべきとの結論に至った。

具体的取組となると、1市4町の医療従事者を始めとする関係機関、関係自治体、住民の理解・協力が不可欠であるが、各公立病院の施設の老築化、厳しい経営状況等を踏まえ、早急な対応を求めるものである。従って、県をリーダーに寒河江西村山地域はもとより、村山地域全体を取り巻く周辺の医療提供体制も充分踏まえ、今後求められる持続可能な医療ニーズへの一日も早い対応が急務であることから、「寒河江市立病院と県立河北病院の統合」を早急に進める必要がある。

以上、本委員会における提言（案）とする。

なお、本特別委員会については、全員協議会における市政に対する提言書の議決をもって、付託案件に関する調査・研究を終了することとします。

- 伊藤正彦議長 お諮りいたします。

本特別委員会については、今定例会閉会後に開催します全員協議会における市政に対する提言書の議決をもって終了とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際、木村寿太郎議員から発言の申出がありますので、これを許します。

木村議員。

〔木村寿太郎議員 登壇〕

- 木村寿太郎議員 今まで長時間にわたり本会議を開催した後に、私に貴重なお時間を取っていただきまして、まずもって厚く御礼申しあげます。

私が議員になったのが今から18年前、平成16年12月でございました。それ以来18年を経過いたしましたわけですがけれども、至らない点が多々ありまして、皆様には大変御迷惑をおかけしたわけですがけれども、私は今回をもって勇退をすることを決意したわけですので、皆様への報告で

ございます。

いろいろ長くなって迷惑をおかけしたわけ
でございますけれども、先ほど来、やじなんか私
が飛ばすばかりだといつも言われるんですけ
れども、こういうふうをやじを飛ばす方もい
なくなるとちょっと寂しくなるかなとも思
いますけれども、皆さんからいろいろ本当
に年寄りを面倒見ていただきました。

5月を迎えますとちょうど80歳になる
ところでございます。そんな意味も含め
まして、勇退を決意したわけですが、こ
こにいる皆さん方、当局、そして議員
の皆様方には、もう数え切れないほどの
失礼を何回か申しあげました。今もや
じを飛ばしたりして、今日は懇親会があ
るわけですが、懇親会の後に野党の方
からばんばんたたかれるのかなと思っ
て今から楽しみにしているんですけれ
ども、これもいい思い出になりました。

ぜひ、来月23日の選挙のときには、
皆さん、またこの席に戻っていただき
ますよう、私の影は少なくともないわ
けでございますので、皆さんで明るく
楽しい議会にと言うと本当にふざけ
ていると怒られるかもしれませんが、
そういうふうなムードが一番大切だ
と思いますので、ぜひ皆さんの中
で、また寒河江市議会は大したもの
だと褒められるようなことがなるよ
うに、結果を、私、傍観者として見
させていただきますので、あとは議
会に来る機会はないわけございま
すけれども、今後とも皆さんの御
支援をよろしくお願ひしたいと思います。

本当に貴重な時間をいただきましてあ
りがとうございました。よろしくお願
ひいたします。

○伊藤正彦議長 木村議員、大変お疲
れさまでした。どうもありがとうござ
いました。

この際、市長からも発言の申出があ
りますのでこれを許します。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 令和5年第1回定例
会は、議員の皆様にとりまして、現在
の任期での最後の定例会ということに
なるわけでありますので、閉会を前
にしてお時間をいただき、一言御挨拶
を申しあげたいと思います。

まず、3月2日に開会されました
今定例会におきまして、本会議並び
に各委員会等を通し、長時間にわたり
慎重に御審議を賜り、衷心より敬意
と感謝を申しあげる次第であります。

おかげをもちまして、先ほど申し
あげましたが令和5年度予算並びに
条例改正などの議案、並びに本日追
加提案を申しあげました人事案件や
補正予算などについて、原案のとおり
、それぞれ御決を賜りましたこと、
厚く御礼を申しあげる次第であり
ます。

さて、市勢の発展と市民の福祉向上
のために、熱い議論を重ねてこられ
た皆さんの任期もいよいよ迫ってま
いりました。

この4年間を振り返ってみますと、
令和2年3月に、「さくらんぼと笑顔
かがやく 安全・安心なまち 寒河江」
を将来都市像とする新第6次振興計
画を策定して、子育て支援の充実を
はじめとする人口減少対策、それ
から安全・安心なまちづくりなど
について、議員の皆さんと議論を
交えながら取り組ませていただい
たところであります。

また、3年に及ぶ新型コロナウイルス
感染症、そして豪雨災害、ロシアの
ウクライナ侵攻に端を発する原油・
物価の高騰など、これまでの人生を
通してというんですか、我々が経験
したことのないような様々な事象に
見舞われ、市民の命と生活を守る
べく様々な対策に皆さんと共に
奔走した期間ではなかったかなとい
うふうに思います。

この間、様々な対策について数多
くの補正予算を編成させていただ
いたわけでありますけれども、議員
の皆さんから速やかに御審議、御
決をいただいて、おかげをもちま
して、時期を

逸することなく各種の事業に取り組むことができたのではないかとこのように考えております。これも議員各位の、皆様の御理解、御協力のたまものと厚く感謝、御礼を申しあげるところであります。

そして、ただいまは木村寿太郎副議長様から大変含蓄のあるお言葉をいただきました。木村副議長におかれましては、これまで様々な議会の要職を歴任されて、市議会議員として5期18年余の長きにわたり、市勢の発展、そして市民の福祉増進に汗をかいてこられたその御努力に改めて深く感謝と敬意を表する次第であります。

今後とも健康に十分留意をしていただいて、在任中と変わることなく、寒河江市のまちづくりに御指導、お力添えを賜りますよう、心からお願いを申しあげる次第であります。

改めまして、これまでの御厚情に衷心より御礼を申しあげます。ありがとうございました。

また、引き続き御出馬になる皆様におかれましては、来る市議会議員選挙において御健闘いただき、再びこの議場でお目にかかれますよう、心から御祈念を申しあげる次第であります。

最後になりますけれども、今後とも市勢発展のため、職員一同、全身全霊をかけて取り組んでまいり所存でありますので、引き続き皆様方の御指導、お力添えを賜りますようお願い申しあげ、一言御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

閉 会 午前11時36分

○伊藤正彦議長 これにて令和5年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。